

社団法人大阪府自家用自動車連合協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人大阪府自家用自動車連合協会（以下「本協会」という。）と称する。
(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、自家用自動車に関する調査、研究、施策を行い、自家用自動車の健全な発展に寄与するとともに、陸運行政に協力し、輸送秩序の確立と交通安全の確保並びに遵法精神の徹底に努め、もって公共の福祉を増進するほか各関係機関及び会員相互の緊密なる連絡協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する指導、調査、研究、統計の作成及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係行政庁その他諸機関に対し意見の開陳
- (3) 道路運送法その他運輸交通関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通道義の振作昂揚普及及び交通安全、事故防止の施策宣伝啓蒙
- (5) 自動車関係諸法令の周知徹底その他前各号に掲げる事業を行うため必要な研究会及び講演会、講習会等の開催、図書の刊行若しくはあつせん
- (6) 関係諸官庁及び諸機関、諸団体との連絡協調
- (7) 自動車登録番号標交付代行事業
- (8) 自動車登録番号標の封印取り付け業務
- (9) 自動車関係諸手続きの指導及び代行
- (10) 関係諸官庁からの委託業務
- (11) 損害保険の代理業
- (12) 自動車回数通行券及び自動車用諸資材のあつせん
- (13) 自家用自動車に関する相談
- (14) 会員相互間の連絡及び福利厚生
- (15) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次に掲げる者とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

- ①団体会員 本協会の目的に賛同して入会した大阪府内における自家用自動車団体
- ②個人会員 自家用自動車に関し学識経験を有する者で総会において推挙した者

(2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
(入会)

第6条 団体会員又は賛助会員として本協会に入会しようとする者は、その資格を示し、理事会の議決を経て会長が別に定める様式による書面をもって会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会に諮ってその諾否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあつては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（当該団体の長1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第7条 団体会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納めなければならない。

(臨時会費)

第8条 本協会は、協会の運営上特に必要と認めるときは総会の決議を経て会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格)

第9条 会員の資格は、団体会員にあつては入会金を納めかつ、会員名簿に登録されたときから生ずる。また、その他の会員にあつては会員名簿に登録されたときから生ずる。

(議決権)

第10条 正会員は各々1個の議決権を有する。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上14名以内

監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員（団体会員にあっては指定代表者）の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を近畿運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 会長は、本協会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は近畿運輸局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第21条 本協会に、顧問3名以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第18条第1項及び第20条の規程を準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 総会

(種別)

第22条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第25条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第26条 総会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条3項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第37条 理事会については、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本協会の財産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、近畿運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に近畿運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、近畿運輸局長の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告書及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(制定、変更の経過)

- 1 昭和31年4月18日 運輸大臣設立許可、定款発効
- 2 昭和32年1月28日 臨時総会一部変更議決
昭和32年5月 2日 運輸大臣認可
- 3 昭和43年5月30日 通常総会一部変更議決
昭和43年7月 5日 大阪陸運局長認可
- 4 昭和44年5月27日 通常総会一部変更議決
昭和44年8月 8日 大阪陸運局長認可
- 5 昭和45年5月26日 通常総会一部変更議決
昭和45年7月 4日 大阪陸運局長認可
- 6 昭和47年5月30日 通常総会一部変更議決
昭和47年7月 6日 大阪陸運局長認可
- 7 昭和62年5月27日 通常総会一部変更議決
昭和62年6月29日 近畿運輸局長認可
- 8 平成14年5月28日 通常総会一部変更議決
平成14年6月21日 近畿運輸局長認可
- 9 平成19年5月28日 通常総会一部変更議決
平成19年6月15日 近畿運輸局長認可
- 10 平成20年5月26日 通常総会一部変更議決
平成20年6月26日 近畿運輸局長認可